

記載要領等**障害者非課税信託に関する異動申告書****《使用目的等》**

この申告書は、障害者非課税信託申告書（障害者非課税信託に関する異動申告書を提出している場合には、当該異動申告書。以下同じです。）を提出している相続税法第 21 条の 4 第 1 項に規定する特定障害者（以下「特定障害者」といいます。）が、次に掲げる場合に該当する場合に、遅滞なく、当該障害者非課税信託申告書に記載した同項に規定する受託者の営業所等（以下「受託者の営業所等」といいます。）を経由し、納税地（住所又は居所を変更したことにより納税地の異動があった場合には、異動前の納税地）の所轄税務署長に提出してください。

- 1 障害者非課税信託申告書に記載した住所若しくは居所、氏名又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号（《記載要領等》1 (2)及び 3 において「個人番号」といいます。）を変更した場合
- 2 障害者非課税信託申告書に記載した受託者の営業所等（以下「前の営業所等」といいます。）に関する事務の全部を当該受託者の前の営業所等以外の他の営業所等に移管することを依頼し、かつ、当該他の営業所等にその移管が行われた場合

《記載要領等》

- 1 「受益者（特定障害者）」及び「代理人」の欄の

- (1) 「氏名」及び「住所又は居所」の項は、この申告書を作成する日の現況により記載してください。
- (2) 「個人番号」の項には、個人番号の変更をした場合又は《使用目的等》2 の場合に該当する場合に、個人番号を記載してください。

なお、《使用目的等》1 の場合（個人番号の変更をした場合を除きます。）に該当してこの申告書が提出されたときは、この申告書を受理した受託者の営業所等の長が受益者の個人番号を付記してください。

- 2 「異動事項」の項には、「住所」、「居所」、「氏名」、「個人番号」又は「受託者の営業所等」のようにその異動事項を記載してください。
- 3 「異動前」の項には、変更前の住所、居所、氏名、個人番号又は受託者の営業所等の所在地及び名称等を、「異動後」の項には、変更後の住所、居所、氏名、個人番号又は受託者の営業所等の所在地及び名称等を、それぞれ記載してください。